

社会福祉法人いずみ会

女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人いずみ会は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間

2. 女性活躍推進に関する目標と取組内容、実施時期

【目標】女性職員の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性職員の育児休業取得率30%以上を目指します。また、育児休業に関する規程及び介護休業に関する規程に定める、短時間勤務や深夜業の制限等の措置により、女性職員が安心して出産・育児・介護復帰ができ、長期的に就業できるようにします

取組内容1：育児休業制度及び介護休業制度について、年1回以上運営会議を通じて全職員へ周知を図ります（令和8年4月～）

取組内容2：希望者からの相談に応じて、個別に制度説明を行い、制度の活用を促します（令和8年4月～）